

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価150円(年間購読料貳千円)
1975年4月25日発行
第7巻 第4号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 7 No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの福利厚生費

Non-Wage Labour Costs in Sweden

常務理事・日本大学教授 高須裕三
Managing Director, Prof. Yuzo Takasu

1) 福利厚生費—日本と西欧との対照的性格—

歴史は一般に「螺旋階段」を上りゆくように展開するので、巨視的に見た場合、「現代」福祉国家の段階は、「中世」と「近代」との二つの段階の混血・止場という性格を、その基本線として、つねにもっている。たとえば「近代」の労働者は、その労働の報酬として、かね(賃金)を受取ったが、歴史の「現代化」につれて、しだいに「現物給付」として衣・食・住に関する「福利厚生」を併せ受取るような慣行になってきた。とくに、第二次大戦中、消費物資の欠乏につれて、労働者に衣食住を現物で給付する必要が進展したことと、従来、サラリーマンにはあった退職金や年金保険を、「労働一体化」(労働者と職員との差をなくして銃後の団結を高揚する政策)の下に、労働者にも普及する必要が生じたこととによって、「現代」的福利厚生形成の契機が与えられた。

いうまでもなく、「中世」の経済は、たとえば、日本の米(こめ)中心の経済に見られるように、「現物経済」である。それは経済成長には不適切であるが、生活安定には最もふさわしい仕組みである。これに対し「近代」の「貨幣経済」は生活不安定の危険をはらみつつも、経済成長には最も効果的であった。

そこで「現代」福祉国家体制では、経済成長と生活安定との両立を意図して、「かね」と「もの」との併用経済となる。社会保障の二大支柱は、現物サービスとしての医療と、現金給付としての年金となった。勤労者への報酬も、現金とし

てのサラリー・賃金と、現物としての福利厚生との二本立てとなった。

ところで日本では、企業が単なるビジネスの世界を超えて、福祉の一主体となりうる伝統的性質があるので、衣食住の現物給付を企業自体が行なう慣行が強いが、欧米では、社会が「近代化」に徹したので、企業自体を福祉の一主体とする慣行は微々たるもので、企業は従業員福祉の仕事や、それをビジネスとする会社(保険会社)や協会に料金を払って依託する慣行が顕著である。以上の関係を「労働白書」(49年版)についてみると、「法定外福利費の国際比較」として、その項目別比率が出ているが、日本の場合、住居費40.3%、食事費15.1%、文化・体育・娯楽14.6%、とその三大主流は企業が直接(または組合を通して間接に)提供するものであり、またそれぞれにおいても現物給付が主流である。日本の場合、「私的保険」への掛け金は5.2%にすぎない。

しかるに同じ「法定外福利費」の項目別比率において、西ドイツのそれは、「私的保険」への掛け金が86.7%で第1位を圧倒的に占めており、フランスについても同様で、「私的保険」が83.2%を占めている。

No. 4 目 次

スウェーデンの福利厚生費 常務理事・日本大学教授 高須裕三	… 1
スウェーデンにおける税制改革案 と各方面の意見 評議員・立正女子大学教授 菊池幸子	… 6
福祉社会の流通・生協視察調査団の案内	… 10

「労働白書」の国際比較には、スウェーデンは出ていないが、後述するように、「私的保険」が圧倒的に第1位であることにおいて、ここでも西欧的性質が表面に出ていることに変わりはない。

2) 日本の長所の認識の必要

日本と西欧諸国とを比較して、制度的に顕著な差異が見られる場合、西欧を学び取るべしという論議が行なわれることがしばしばであるが、福利厚生に関しては、日本の方がすぐれて「現代的」であり、また、それによる効果も諸般の面で日本の方が一層大きいものと思われる。今は昔となったが60年代の日本のワンドラフルな経済成長の秘鍵は何かと探求して、結局、福利厚生に基く人間関係にその原因を求めた外国の学者は少なくともなかったのである（アベグレンその他）。

しかのみならず、70年代になると先進諸国はみな悪性インフレに悩まされ、その原因か結果かはさておき、賃金上昇がある面においてインフレを刺激していることは否めない事実である。またインフレゆえに賃金上昇が必要であることも事実なので、インフレにならない、ないしは著しく促進しない工夫の下に賃金のある程度の上昇が図られることが望ましい。その際の宝刀として、福利厚生の活用が70年代に独特の効果をもって来るわけである。日本では伝統的な長所を発揮して、たとえば社内食堂で栄養価のある食事を安価に供給するというような方法で、「名を捨てて実をとる」工夫がなされることが望ましいわけである。ことに今年（1974年）の日本では、年行事の春闘が、賃金上昇15%以下の線に抑えられたようで、それならばなおのこと、企業は上述のような福利厚生の活用を怠ることなく、従業員の生活条件を実質的に面倒みることをしなければならない段取となっている。

3) スウェーデンに芽生えた新機軸

ところでスウェーデンでは、上記のように西欧的体質にとちこもって、福利厚生としては、私的保険会社への掛け金支出のみを主流として現物給付を怠っているかという、そうではない。70年代に入って現物給付に肩を入れる動きは出てきている。ただ日本と異なる線が目立つのは、日本の現物給付は、たとえば寮・社宅とか社内食堂とか直接に個人の生活の足しになる現物給付が多いのに

対し、スウェーデンの場合は、職場環境の快適化という線で集団的・間接的に個人を益するという線が強いようである。その代表的な例として、ボルボ自動車のカルマル工場の場合、ベルト・コンベアの廃止をはじめとして種々の線で職場環境の人間性増進のための投資をしている。工場を従来のように四角な建物とせず、蜂の巣を組み合わせたようにしてそれぞれのグループに「わが家の」親近感をもたせ、庭の緑も目に入るようにし、各職域には、随時利用できるコーヒー・コーナーとサウナ風呂まで設けるなど、職場環境人間性の面で福利厚生への努力は真に産業史の新段階を思わせるに充分である。

このボルボの例は、あまりに先端的で一般的ではないにしても、従来の社会保障の潮流が個人の懐に分配するのを主力としたのに対し、70年代では、折からの「公害」を縁として、環境改善に社会政策の主流の方向を旋回してきているという今日の動向に即して、スウェーデンの福利厚生にも新たな動向が生かされ始めており、その先端を切ったのがボルボ・カルマルの新機軸だと見るべき性質のものであろう。

4) 私的保険掛け金支出も増大傾向

ところで福利厚生を請負う私的保険会社に掛け金を支出して従業員福利厚生を金銭的に行なうという西欧型本来の線でも、スウェーデンはここ数年、支出の増加傾向が著しい。

こういう福利厚生は、企業が任意にその場、その場で行なうという性格のものではなく、従業員側との「契約」的取決めに従って行なうので、来年の費用を予測することも可能である。その辺が計画的・合理的な線を好むスウェーデン流にふさわしいのかもしれない。

以下、「スウェーデン使用者連盟」(SAF)の1974年10月の資料によって、統計数字的に見ていくこととしたい。

スウェーデンの福利厚生費は、記録的な足どりで上昇しつづけている。(A)ブルー・カラー労働者の場合、法定および(契約による)法定外福利費の総計は、74年は賃金総額の24.1%であったが、75年には29.7%に増加、すなわち5.6%増の見込みである。(B)ホワイト・カラー被用者の場合、74年は29.7%であったが、75年は33.8%に増加、すなわち4.1%増の見込みである。

(参考。日本では日経連1975年1月18日発表によれば、日本の1973年度、福利厚生費が現金給与総額に占める比率は12.9%である。72年度は13.0%であった。)

1975年にスウェーデンで起るべき福利厚生線のつぎのごとくである。

- (i) ATP (国民追加年金) 拠出金は標準報酬年額に対し10.5%から10.75%への増。
- (ii) 健康保険への使用者拠出金は同じく3.8%から7.0%への増。
- (iii) 国民基礎年金への拠出金は同じく3.3%から4.2%への増。
- (iv) STP (ブルー・カラー向け補足年金) の掛け金は同じく2.05%から3.20%への増。
- (v) ITP (ホワイト・カラー向け補足年金) の掛け金は74年では1%強の増であったが、75年にはそれより一層の増の見込み。
- (vi) 産業災害保障保険 (TEY) (これは1974年より新設) は75年では74年よりやや増。その対象はブルー・カラー、ホワイト・カラー双方を含む。

以上のうち、ATPの拠出金は、76年にはさらに0.25%上がって11%となる。国民基礎年金への拠出金は、76年には4.7%に上る見込である。

「労働時間」については、有給休暇5週間の課題が目下検討中である。「成人教育」は目下、委員会によって調査中であるが、使用者側からの拠出金が要求されることになるであろう。国民失業保険調査委員会が最近任命されたが、その条件として料金システムを通じて諸会社による集団財政について論議されることになっている。

つぎの〔表1〕では1974~76年に関し、法定および団体契約による一般的支出が、税引き以前に支払われた現金賃金総額(粗賃金)に対する%として表現されている。この表は、諸費用の統計的調査ではないが、現今の拠出金規則およびその改正の予定されているものに基いた予測である。すべての数字は平均を示し、前年に比べて起こっている変化は、絶対的数字よりも一層信頼できる比率であり、注をよく読まれることが望ましい。

週ないしは月に固定給が払われない人、すなわち通常は製造業の労働者の場合には、「労働した時間に対して支払われた賃金」に対する%として福利厚生を表現することが、費用計算の目的には一層有意義である。1973年にSAFと契約した範囲内の工業労働者によって働かれた時間に対し

て支払われた賃金は、素賃金の88.4%を占めた。残余の11.6%は、労働されなかった時間に対する支払を意味していた(すなわち有給休暇や有給休日である)。

労働された時間に対する賃金を基礎にして計算した場合、1974年の欄に記された24.1%は、 $\frac{24.1}{88.4} = 27.3\%$ の数字に相当する。同様に、1975年向けとして示された28.7%は $\frac{28.7}{88.4} = 32.5\%$ に相当する。同様に、労働しない時間に対して支払われた賃金すなわち粗賃金の11.6%は、 $\frac{11.6}{88.4} = 13.1\%$ 、すなわち労働した時間に対する賃金の13.1%に相当する。かくて「諸種の保険への拠出金」+「不労働時間への賃金支払」の総額は、「労働した時間に対し支払われた賃金」に対し、1974年の場合、 $27.3\% + 13.1\% = 40.4\%$ となる。また1974年の労働者賃金は1時間当たり20クローナと計算されているが、これを総労働費に換算すれば1時間当たり $20 \times \frac{140.4}{100} = 28.08$ クローナとなる。

つぎの〔表〕はスウェーデン使用者連盟(SAF)のInge Svensson氏の編纂によるものである。

〔表1〕 スウェーデンの非賃金労働費用—(ブルー・カラーの場合)
(賃金支払年額に対する%として、1974年8月予測)

	1974	1975	1976
	%	%	%
ATP (追加年金) 拠出金	8.0	8.2	8.4
健康保険	3.8	7.0	7.0
国民基礎年金	3.3	4.2	4.7
産業災害保険 (職業安全を含む)	0.4	0.4	0.4
失業保険	0.4	0.4	0.4
団体生命保険	0.4	0.4	0.4
退職金拠出金	0.2	0.2	0.2
団体健康保険(AGS)	1.1	1.3	1.1
ブルー・カラー補足年金(STP)	2.0	2.0	3.2
産業災害保障保険	+0.5	0.6	0.6
	20.1	24.7	26.4
給料支払税	+4.0	4.0	4.0
総計	24.1	28.7	30.4

注 上述の比率には有給休暇、有給休日を含まない。休暇の費用は粗賃金の約8.1%と推定される。休日の費用は団体協約により種々に異なるが、製造業の場合、粗賃金の約3.3%と推定される。
AMF = 労働市場保険 "Arbetsmarknadsförsäkringar"

数字はコンマ以下2ケタ目は切捨て、ないしは4捨5入されている。

〔表2〕 スウェーデンの非賃金労働費用—（ホワイト・カラーの場合）

（俸給支払年額に対する%として、1974年8月予測）

	1974	1975	1976
	%	%	%
ATP（追加年金）拠出金	8.0	8.2	8.4
健康保険	3.5	6.4	6.4
国民基礎年金	3.0	3.8	4.3
産業災害保険（職業安全を含む）	0.3	0.3	0.3
失業保険	0.4	0.4	0.4
ホワイト・カラー補足年金（ITP）	9.5	9.7	9.9
団体生命保険	0.3	0.3	0.3
保障基金〔AGE（退職補償）など〕	0.5	0.5	0.5
産業災害保障保険（AMF）	+）0.2	0.2	0.2
	25.7	29.8	30.7
給料支払税	+）4.0	4.0	4.0
総計	29.7	33.8	34.7

注 ATPなどに対する拠出金の上限（1974年では60,750クローナ）を超える俸給部分の総額は、74年にホワイト・カラーに支払った総額の8.4%に相当すると見積られる。75年、76年も同様の限界が推定される。

上記比率には有給休暇および傷病手当金の費用は含まれていない。有給休暇の費用は粗俸給の約8.2%、傷病手当金のそれは約0.6%と推定される。数字はコンマ以下2ケタ目は切捨て、ないしは4捨5入されている。

〔表3〕 ATP（国民追加年金）拠出金の比率推移

	年	73	74	75	76	77	78
	1972						
拠出金比率	%	10.50	10.50	10.50	10.75	11.00	11.75
標準額 （クローナ）		7,100	7,300	8,100	-	-	-
拠出対象上限額 （クローナ）		53,250	54,750	60,750	-	-	-

注 拠出対象上限額は標準額の7.5倍に相当している。

5) ATP（国民追加年金）拠出金

1976年7月1日より一般の退職年齢は、65歳に引下げられる。拠出金の課される対象は、〔表3〕に示された「標準額」とその7.5倍の「上限額」との間の金額の賃金・俸給を受ける勤労者である。〔表1〕および〔表2〕で、1974年において、ブルー・カラーもホワイト・カラーもATP拠出金が8.0%であるのに、〔表3〕では同年それが10.5%になっているのは、〔表1〕の比率を割出した労働者収入は、製造業の労働者賃金であるので、一般の労働者の水準よりやや高い線になっているためであり、〔表2〕の比率を割出した俸給額の統計は、契約書面の俸給額よりも実際に支払われる給付額はややそれを上廻るといふ事実によって、事実近づけて若干の修正を施したサラリ

一統計書に基いているからである。

6) 健康保険

企業が納める健康保険拠出金は、ブルー・カラーの場合、〔表1〕に見られるように、1974年に比べて75年は顕著に比率上昇である。これは75年になると税制が変わって、労働者の払い掛金が不要になって、その分が使用者側の負担に廻されることになるからである。ホワイト・カラーの場合、ブルー・カラーに比べてその比率がそれぞれやや低いのは、〔表3〕で見ると「拠出対象上限額」を超える高給取りが比較的に多く、上限以上の部分には企業の拠出が不要であるからである。

7) 国民基礎年金

1974年以降、使用者および自営業者は、新しく国民基礎年金に対して社会保険拠出金を納めることとなった。その比率は〔表1〕〔表2〕に見られる通りである。ブルー・カラーの場合、77年には5.3%に達する見込である。「社会保険拠出金」という概念は、「国民保険法」（AFL）で、すべての使用者拠出金を含むように法的に規定されている。すなわち同法第1部条19で「下記の規定に従い健康保険、基礎年金および追加年金保険に対し、毎年、社会保険拠出金を支払うものとする」と定めている。

8) 産業災害保険

1972年以降、この保険への拠出金は画一化され、業種のいかに問わず、すべての企業に同一拠出率が課されるようになった。計算法は健康保険の場合と同様である。1974年より79年までの期間、比率は0.25%であるが「職業安全」保険の拠出0.10%を加えて合計0.35%である。

9) 失業保険

「失業保険法」および「労働市場現金補助法」により、失業補償の財源として、使用者は1974年以降、拠出することとなった。ブルー・カラーもホワイト・カラーもともに拠出率は0.4%である。計算は健康保険と同様である。

10) ITP（ホワイト・カラー補足年金）

ITPの制度をもつ会社は、サラリー被用者および現場の監督者に対するITP年金の費用を負担

する。1974年のはじめより新しいITPの計画ができて給付が充実され、会社の負担額は俸給総計の9.5%に相当することとなった。それは「スウェーデン職員年金協会」(SPP)との保険契約に際して割戻される利息に相当する額である。この計画が本格的に機能するのは1978年以降で、その際には会社負担の費用もまた増大するはずである。このITP関係の費用は、会社個々の事情により大きく変化のあるのは、これが私的補足年金としての性質上当然のことであるが、主として俸給水準と被用者年齢の高さによってこのITPの拠出金の水準も決まってくることとなる。

11) 団体生命保険

「労働市場保険会社」(AFA)における労働者の職業的「団体生命保険」(TGL)の拠出金は、1974年にフルタイムの労働者1人当たり141クローネで支払賃金総額に対する比率にすると0.4%であった。1973年のその額は120クローナであったので1年間に18%増である。

サラリー被用者の場合はITPと併行してこの制度があるわけで1974年では拠出金額は132クローナ、同じく比率にして0.3%に相当した。この保険によるボーナスは1974年に廃止された。1973年当時、この関係の拠出金は102クローナであった。保険政策の立案はSPP(スウェーデン職員年金協会)ないしは他の団体生命保険会社すなわち「Förenade Liv」などの手によって行なわれている。

12) 「退職金」拠出と「保障基金」

「退職金」拠出(AGB)はブルー・カラーのための「労働市場保険会社」の保険計画の一部をなしている。この拠出金は、職業的団体生命保険への拠出金とともに、会社が負担している。1974年ではフルタイム労働者1人当たりの拠出金額は65クローナであった。

ホワイト・カラーの場合、AGE(退職補償)のための基金およびSAF(スウェーデン使用者連盟)とPTK(PTKはTCOすなわち「スウェーデンサラリー被用者中央組織」のうち、公務員を除く、この関係の部門)との間の保障基金は、いまでは単一の基金となった。すなわち「俸給被用者保障基金」である。8等級から2等級までの間のすべてのサラリー被用者に対する俸給支

払総額の0.5%相当額を会社は別建てに積立てねばならない。

(この「保障基金」は後述の「産業災害保障保険」と混同されてはならない。)

13) AGS(団体健康保険)

ブルー・カラーに対する「団体健康保険」が実施されたのは1972年9月1日からである。AGSは長期の病気に際して補給給付を提供する。AGSの拠出金は「労働市場保険」(AMF)によって借方に記入され、労働賃金支払総額の1.1%に相当する。拠出金計算は、ATP(国民追加年金)のための報告に記載されている支払総額に主として行なわれる。

14) STP「ブルー・カラー向け補足年金」

STPが実施されたのは1973年の7月1日からである。STPの給付には2通りある。第1種は、退職年齢が67歳よりも若い年齢でなされた場合の給付。第2種は、国民基礎年金(一階家)と国民追加年金(二階家)との上に(三階として)補足する年金であり、法律による強制はない。企業と従業員側との契約によるものである。その拠出比率は1973年で0.85%、1974年で2.05%であった。拠出金計算の基礎は上述のAGS(団体健康保険)と同様である。そして同じくAMFによって借方に記入される。

15) 産業災害保障保険(TFY)

これはブルー・カラーにもホワイト・カラーにも双方に適用され、AMF保険システムに新たに入ったものである。TFYは1974年9月1日に実施されたが、これが74年2月1日から8月31日までの期間に受けた職業上の災害を償う場合もある。拠出率は1974年でブルー・カラーの場合、支払賃金総額の0.47%、ホワイト・カラーの場合、支払俸給総額の0.15%であった。1975年では前者は0.62%、後者は0.17%へとやや増加した。

16) 給料支払税(賃金・俸給双方を含む)

これは1969年に導入され、73年以降、その比率は4%となっている。この税は会社の支払った給料総額に比率をかけて算出するもので、上記の幾つかの拠出金のように、標準額とその7.5倍の上限の線の間を対象とするような細工は行なわない。

17) 「傷病手当金」拠出

その拠出比率は、約0.6%である。

18) 「有給休暇」

「休暇法」の第12条によれば、週あるいは月の支払が固定給でない人への休暇支払は、その資格のある年間の勤労収入総額の9%である。その計算に際しては、既支給の休暇支払や傷病手当金や時間外労働給与は総額から除外される。休暇支払額は、1968年で、ブルー・カラーの場合、支払われた賃金総額の8.1%、ホワイト・カラーの場合、同じく俸給総額の8.2%と見積られている。

19) その他の諸費用

そのほか建設業には、独特の法律によって認められてはいない賃金以外の労働費用として、「建築調査拠出金」がある。これは1972年以降建築業の使用者側により拠出され、1974年には0.5

%、1975年には0.6%になった。計算方法は健康保険におけると同様である。

そのほか会社は、会社で補助した住宅や食事、休暇のセンター、旅行、作業衣、職業的な保健薬品サービス、およびレクリエーション計画などを提供する。

そのほか社会立法に際しての法律の変化が、会社の福利費に影響する。「職業安全法」は1974年1月1日施行されたが、「雇用保障法」「工場内、労働組合代表の位置に関する法律」は同年7月1日に施行された。また被用者の教育訓練に関する法律が施行されれば、企業は表面的に数字で証しえない費用の負担を実質的に課されることとなるが、この従業員教育の線は、企業内福利厚生の中軸となるもので、日本とスウェーデンとの特徴の比較をなしうるならば、それぞれの産業社会の基本的性格を究明するのに少なからぬ効果をもつことになるであろう。

スウェーデンにおける税制改革案と各方面の意見

A Tax Reduction Bill and Opinions against it in Sweden.

評議員・立正女子大学教授 菊池幸子
Prof. Sachiko Kikuchi Bäckvall.

1. 減税案の発表とそのいきさつ

社会保障制度と行政的福祉サービスという面から、生活レベルは世界でも最高水準に近づいているスウェーデンでも、国民の不平不満の焦点となっているのは、税負担の重荷ということである。たとえば年間所得25,000krの若い勤労者であっても、所得税としてまず34%は差引かれる他に、社会保障税を含む限界税の合計52%が直接税として給料から差引かれてしまうのである。その他に日常生活物資にかかる付加価値税(moms)が、間接税のかたちで約15%も生活費から差引かれるのである。このような税負担の重荷は、たとえそれが福祉制度の遂行のために、社会資本の蓄積として将来の社会建設に再配分されることを、理論的にはわかっているにもかかわらず、現実生活を圧迫することには変りないのであるから、国民が不平不満をもちするのも無理はないと推察される。

スウェーデンの租税制度のバックボーンは、公共投資や社会融資を、各世帯ごとの個人税で負担させ、個人消費をなるべく小さくして、社会プログラムに対する資本を租税で徴収し、そちらに廻そうというのである。たしかにスウェーデンでは、個人所得税が国庫歳入に占める割合は19.9%(1970年)で日本の4.4%に比べると4倍以上である。さらに各法人企業が納める法人税は日本の4.2%に対してスウェーデンは1.9%、両国の売上税と国内消費税を比較するとスウェーデンの12.3%に対して日本は4.5%である。これらのことから、スウェーデンでは、個々の負担する税が極めて大めいということになる。その結果、年金、児童手当、教育保障および公営住宅、レクリエーション施設等、個人に対する保障制度が充実したわけであるが、各個人の生活事情によってサービスの配分がアンバランスとなる。たとえば納税負担額の相当多い子どものいない中年の勤労者は、

公共サービスの見返りがもっともすいから、単に不満をもらすだけでなく、働いても高負担をするだけでは働きがいがないといって、勤労意欲すら減退している事実も多い。

また高負担からでる問題のひとつに、労働組合の賃上げ闘争が限界に達していることもある。たとえば基本給を3%あげても、累進課税法によって限界税率が加算されるため、税引後は1%増にしかない。これにインフレ進行を加えて考ると、たとえば労働者が税引後の実質賃金を3%賃上げしてもらうためには10%もの賃上げを要求しなければならないし、もしインフレの進行率を10%とすると、30~40%もの賃上げを要求することになって、雇主の支払い能力の限界を越えるため、実際には賃上げが不可能ということにもなっている。

以上のように、個人の立場から、労働組合の立場から、国民のあらゆる層からの不満と減税要求の声が高まっていったのである。このようないきさつのなかで、政府はかねてから税制調査委員会を発足させ、主として個人税の減税案を練っていたが、この程その原案がまとまり、1976年からの実施案が、1974年12月27日に発表されたのである。

以下、1974年12月28日(土)の Dagens Nyheter の記事によって、その該要を紹介する。

1 年間所得10万krまで、税率引下げ

○但し、各政党間の意見はまだ不一致。

年間所得10万kr(約630円)までのすべての勤労者は、1976年から大幅な減税になる。これは1974

表1. 1976年からの所得税減税案

課税対象所得 (年間所得)	所得税合計額 (各種税を包 括した)	基本的税率	減税案税額
6,000kr	230kr	- 19.6%	- 45kr
10,000 "	1,510 "	- 10.9 "	- 165 "
15,000 "	3,110 "	- 10.1 "	- 315 "
20,000 "	4,735 "	- 10.3 "	- 490 "
25,000 "	6,610 "	- 13.4 "	- 885 "
30,000 "	8,735 "	- 13.7 "	- 1,200 "
40,000 "	14,015 "	- 8.6 "	- 1,200 "
50,000 "	19,615 "	- 6.1 "	- 1,200 "
60,000 "	25,915 "	- 4.6 "	- 1,200 "
70,000 "	32,240 "	- 3.7 "	- 1,200 "
80,000 "	39,315 "	- 3.1 "	- 1,200 "
100,000 "	53,915 "	- 2.2 "	- 1,200 "
125,000 "	72,985 "	- 1.4 "	- 995 "
150,000 "	92,235 "	- 0.8 "	- 745 "
200,000 "	132,555 "	- 0.2 "	- 245 "
300,000 "	312,555 "	+ 0.4 "	+ 755 "

年12月27日に終了して、大蔵大臣グンナー・ストレング (Gunnar Sträng) に提出した税制調査の結果提案されたものである。それによると減税の焦点は、年間所得3万~5万krまでの勤労者であり、減税額として年間一律に1,200kr(約75,600円)である。

その税制調査委員会は、別の面の税制改正についても提案している。すなわち、国民年金受給者の所得控除権利は従来通りとする。また貯蓄の利息に対する課税は、本人がその増額を申告した時に増税されることになるが、その控除額は単身で800krまで、夫婦で1,600krまでとする。別荘所有者 (oilla ägare) が得る控除額もやがて決められるであろうが、贈与税の結果をみるまでは控除額を決定できない、等々。

そして以上はすべて1976年からの実施に向けての提案であって、それ以前は減税実施は何らなされないのである。と新聞記事にも添書きがしてある。

2. 現行の税制のしくみとその問題点

ところで今回発表された1976年からの減税実施案の妥当性を分析するためには、まず現行の税制のしくみを知っておく必要がある。

現在スウェーデンで施行している税の種類を大別すると、直接税と間接税になるが、徴税方法は1971年1月からの改正法によっている。その改正の主眼は、(1)低所得者の税負担を軽く、高所得者に税負担を重くする累進課税率を強化したこと、(2)夫婦の所得に対する世帯単位の総合課税方式を、個人別の夫婦分離課税方式に改めること、の二点であった。

直接税のなかでも、1976年からの減税案と対比するため、ここでは個人の所得税をまず最初に取りあげてみる。

個人の所得税は、年収4,500kr(約28万3,500円)以上の所得に対して、すべて課税される。スウェーデン居住者は、その財源が国内、国外のものにかかわらず年収4,500kr以上の所得に対して納税義務を負う(但し、1年以内外国で働いた勤労所得は課税対象から除外される)。非居住者であってもスウェーデンに財産、事業所等があっても、そこから生じる所得に関しては、すべて課税の対象となる。

個人所得税は国税と地方税とに分かれ、国税は所得額に対して全国一律の一定比率で課税される。

が、地方税は各地方自治体ごとに税率が幾分異なる。

1971年改正による夫婦の分離課税では、まず所得をA所得(賃金、給料および自営業での収入)とB所得(その他の所得、資産売却所得等)とに分け、A所得だけについて夫婦別々に課税する。基礎控除は所得者1人につき4,500kr(約28万3,500円)なので、夫婦共働きの場合は、9,000kr(約56万7,000円)になる。扶養控除は満16歳未満の子女に対して一般控除を差引いたA所得額の25%が認められ、夫婦共働きの場合は、A所得の低い方が控除権を行使する。成人に対する扶養控除は一切ないため、たとえ妻が無職であっても配偶者控除はないし、老親と同居しても老人扶養控除はない。

ちなみに日本の場合と比較すると、1974年の場合、本人の基礎控除23万2,500円、配偶者控除23万2,500円、老人扶養控除1人につき25万7,500円、その他の親戚は1人につき22万円であるから、本人の基礎控除額以外は、日本の所得控除の方がずっと割がよいことになる。

またスウェーデンでは、個人所得から直接税として差引かれるものに、社会保障税というのがある。これには国民基礎年金(AP)税と強制加入の国民健康保険制度の保険料があるが、前者は1974年から廃止されることになった。後者の料率は地域によって多少の差があり、1972年現在、ストックホルムでは、年収1,800kr(約11万3,000円)の人に対して年当り230kr(約1万4,500円)の12.8%から、年収3万9,000kr(約245万7,000円)に対して年当り533kr(約3万2,500円)の1.39%であった。健康保険料は所得税の課税所得から控除される。

スウェーデンで個人の負担するA所得の直接税は以上のようなしくみになっているが、実際の徴税率は、これらの国および地方税、社会保障税の納税負担率の他に、所得の増加分に対する税額増加分の比である限界税率(marginal tax)を合せて徴収される。このようなしくみにしたがって作られた累進課税率は表2のようになる。

表2は1972年に徴収した税率であるが、1971年の改正点が十分に取り入れられている。これによると、夫婦共働きで双方にA所得のある世帯の税率は低くなったが、単身者や一方にだけA所得のある夫婦の税負担を増加させたことになる。そこで無職の妻をもつ夫に対しては、税額控除を導入して、所得税率を単身者より引下げたものの限界税率は全く単身者と同率であるから、結局は夫1人分の収入で、夫婦2人が暮らすことになり、実質的には生活の質が低下することになってしまう。

表2. スウェーデンにおける累進課税率 —1972年度—

年間所得 (クロノル)	生活形態 税率	独身者			夫婦(子どもがいなく、夫 者1人が勤労している)		
		所得税額 (クロノル)	所得税率 %	限界税率 %	所得税額 (クロノル)	所得税率 %	限界税率 %
10,000		2,330	23.3	39	530	5.3	39
12,000		3,100	25.8	40	1,300	10.9	40
15,000		4,300	28.7	40	2,500	16.7	40
20,000		6,300	31.5	45	4,500	22.5	45
25,000		8,540	34.1	52	6,740	26.9	52
30,000		11,130	37.1	62	9,330	31.1	62
35,000		14,220	40.6	62	12,420	35.5	62
40,000		17,320	43.4	62	15,520	38.8	62
50,000		23,510	47.0	62	21,710	43.4	62
60,000		29,710	49.5	62	27,910	46.5	62
70,000		35,920	51.3	68	34,120	48.7	68
80,000		42,680	53.3	68	40,880	51.1	68
100,000		56,280	56.3	73	54,480	54.5	73
150,000		92,750	61.8	78	90,950	60.6	78
200,000		131,720	65.8	78	129,920	64.9	78

(注) Swedish State officials, by TCO P. 51

またこれらの人たちには子どものいない中堅勤労者の家庭が多いことから、もっとも税率が高いにも拘らず社会保障の恩恵や福祉サービスの配分を受けることが少ないため、高負担に対する不満がもっとも多く、その結果勤労意欲が減退するという現象が生じているのである。

また年収5万kr(約300万円)の単身者の場合は、国税、地方税、社会保障税を含む所得税率は、47%で、限界税率として62%も課税されるのである。ちなみに年収約300万の単身者の1974年の所得税(国税と地方税)に社会保険費を含めて約26%であるのに比べると、スウェーデンの個人負担税率がいかに高いかが了解されるのである。

またB所得に含まれる資産売却所得(Capital gain)に対する税率は高く、売却する資産の保有期間と、その性格によって左右されるが、所得に算入される割合は、表3のようになっている。

表3. キャピタルゲインの税率

保有期間	課税対象部分
2年未満	100%
2年以上—3年未満	75%
3年—4年	50%
4年—5年	25%
5年以上	0%

保有期間5年以上のものでも株券は対象外とされる。

物件の価格は、すべて政府査定
の公定価格によって決められる
が、居住する持

(注) Fact sheets, Taxes in Sweden より

家を売った場合は、保有年につき3,000krの付加控除が行なわれる。相続税、贈与税の税率も高く、累進的に適用範囲も広い。たとえば遺産相続の場合は、各相続人ごとに、その相続分に応じて課税されるが、税率は累進的で、かつ相続人と被相続人との関係によっても異なる。つまり配偶者は3万kr(約189万円)、子どもは15,000kr(約94万4,500円)までが免税である。免税点を越え

ると超過額 25,000kr まで 5% の相続税がられとる。贈与税もまれ相続税と同じ累進課税法で課税される。

3. 減税案に対する各方面の反応

表 1 における 1976 年から実施予定の減税案によると、低所得層に対する減税率が高く、所得が上昇するにつれて減税率の幅がせまくなっているが、3 万～10 万 kr、までの中堅勤労者は、同額の減税 (1,200kr) が実施されることになる。がしかし全体所得の高低と生活条件によって減税額 (1,200kr) の質的意味は相当に異なるのである。たとえば現行税制によると年収 3 万 kr の人は、所得税率 37.1% に加算して限界税率 62% を徴収されているが、減税案によって所得税率 23.1% (37.1-13.7%) になった場合、現行の限界税率 62% が、どれだけ減少するのであるか。現行税制では、年収 35,000～80,000kr までの人は 68% の限界税率を、年収 100,000kr 以上の人は 70% 以上の限界税を支払うことになっている。そして年収 100,000kr 以上の世帯は全世帯の 0.7% 以下であるというから、これらの人は少数高額所得者であるとしても、年収 30,000kr (限界税率 62%) 以上の世帯が、全世帯に占める割合は、約 30% あるそうである。これら 30% 以上の世帯が、この度の減税案を実施するとすれば、満足できるような減税率を得られるのであろうか。

この減税案に対する各方面の反応を探ってみよう。まずこの度の減税案の作成については、社民党 (政府与党) と LO、それに中央党が参加している。

これに対し共産党 (vpk) の C. H. Hermansson は、われわれの考えとさ程離れてはいないが、われわれとしては、年収 15,000～32,000kr までの中以下の所得層に減税率を高くし、年収 70,000kr 以上の高所得層にもっと重税を課してほしい、とっている。

TCO と自由党では、年収 15,000kr から減税をはじめ、中堅勤労者の実質収入をもっと増やすようにしてほしい。とくに年収 35,000～100,000kr までの人には、減税額を 1,550kr にしてほしい、とっている。

隠健党 (元保守党) では、低所得層に対する減税率が少なすぎる。年収 70,000kr までの層を大多数として、同率の減税を行なってほしい。といい、また Saco では、年収 25,000kr 以下の層と 25,000～55,000kr までの所得層の減税率をもっと高くしてほしいと述べている。

つぎに資産売却所得 (capital gain) のうち、家屋売却に対する課税については、次のような意見が出されている。

まず共産党は、LO は税控除額について最高所得者が最低控除を得るような課税スケールにしたがってはいないが、自己居住家屋の売却についての控除パターンが示されておらず、また 1957 年に決定された 5,000kr 以上の課税についても何ら

述べていないので、将来に問題が起るであろうとと非難している。

自由党と隠健党は、減税案の発表について、次のようなことをいっている。すなわち、ストレング氏がその減税案を提案したときに、個人の所得税、法人税、企業の社会保障税および間接税等を含めると、減税によってもなお 400 億 kr の税収を見込むことができるであろうと説明した。社民党、LO、Saco、TCO と共産党もまた法人税は 2.8% になるであろうとっている。しかしわれわれ自由党では、インフレーションが進行しているので、それが必然的に企業経営を圧迫するであろうことを加えて考慮すると、この度の減税案の実施は、雇用関係にも問題をもたらすであろう。また所得税が幾分減税されたとしても、他の税金、たとえばエネルギー税とか、原価償却税 (råvaror) などがもっとあげられなければ、収支のバランスはとりにくいであろう。と。中央党もおよそ同様の理由をあげて法人税の増税を考えている。隠健党もまた、ミストレングが、このインフレの進行中に、必要な金を与えるといっていることは、減税とみせて、より多くのものを手に入れようとしているにすぎないのであろうと批判している。経営者連盟 (arbetsgivarföreningen) もまたインフレーションが自動的に高まっているとき、減税をするのは、事業体の力を弱め、十分な給料を支払うだけの生産力を阻害するので、危険であるといっている。

以上のようにこの減税案についてはまた各政党および労働組合の意見がまちまちであり、批判も多いのである。これらを統一して一致点を見出し、各方面に妥当性のある減税案を編み上げ、実施に到るまでには、まだ時間がかかることであろう。妥当性のある統一案をつくりあげるために、いまなお秘密会議が継続進行されているのである。

参考資料

- 1) Taxes in Sweden, Fact Shees on Sweden, May 1971.
- 2) The Economic Stuation of the Swedish Family, october 1992
- 3) Swedish State officials, Pay and Conditions of Service. TCO 1973
- 4) 川口弘「福祉国家の租税制度」福祉国家の光と影の 3、日本経済評論社、昭和 49 年。

ノーベル財団理事長

U. S. フォン・オイラー氏来日

ノーベル賞受賞者、ノーベル財団理事長、王立カロリンスカ医学研究所名誉教授、王立スウェーデン科学アカデミー会員の U. S. フォン・オイラー医学博士には、去る 4 月 13 日に第 3 回目の来日をされた。

今回は、専門の生理学関係の講演が主目的であって、21 日に離日されたが、この間、東京では国立教育会館と微生物化学研究所で、熊本では熊本大学で、京都では京都大学で講演を行われたがいずれも生理学の専門学者 300 余名の聴講があり盛況裡に終始した。

同博士は、これら講演のスケジュールの間を縫って、永井文部大臣との面談、日本学士院、日本学術振興会の訪問とソニー株式会社の視察等を行い、学術交流に多大の貢献をされた。

ご参加のお誘い

福祉社会の 流通・生協視察調査団

50年8月20日～9月5日（17日間）

ごあいさつ

わが国は昭和40年代の高度経済成長のあとを受け、安定成長を基本とした国民生活の福祉向上に取り組むべき時期に際会しております。

この点でスウェーデンを中心とする先進福祉社会のたどってきた道は一つの重要な道標になると思われま

す。とくに、その福祉政策、経済社会政策、社会保障制度、労使関係、流通機構などはいずれもわが国がそれらを参考としながら独自の解決をはからなければならない研究課題であります。1970年代は「消費者の時代」といわれ、大衆消費時代を迎えた消費者は、複雑な消費生活に対応しなければならず、また、世界的なインフレーションが進む中で消費者自らの合理化と同時に、これに対応するべく、流通部門もその方策の選択を消費者以上に迫られているといっても過言ではありません。このような状況の中で、北欧を中心とする自由な経済社会における協同組合と、民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係ををつぶさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

なお、スウェーデンに何度も渡航され、同国の流通分野を中心に研究を進めておられる内藤教授が同行されます。皆様のご参加をお待ちする次第であります。当調査団では、調査内容の焦点を流通部門にしぼっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をお持ちの方々にも当研究所は、前回（1972年）の福祉国家調査視察団の経験を生かし、かつ在日スウェーデン大使館のご好意を通じ、ご便宜をお計り致しますので、そういう方々のご参加をも歓迎致します。

昭和50年4月15日

社団法人 スウェーデン社会研究所

所 長 西 村 光 夫

視察・調査の目的

スウェーデンを中心とする福祉社会において、流通部門が一般消費者にどのように対応しているかを、下記の点に注目しながら、調査研究するため、この視察・調査旅行は企画されました。

一、ヨーロッパの生協型消費者運動の展開

一、一般の小売業（ボランティアチェーン、オーディナリーチェーン）などの販売戦略

一、国および自治体の経済政策が流通部門におよぼしている影響

なお、当視察の焦点は、一応流通部門にありますが、その他経済政策、福祉政策などにつきましても、現地機関との連絡をとり、適切な視察スケジュールを併設して、ご視察のご便宜をお計りいたしますので、この面にご関心のお方もご参加下さるようお願いいたします。

コーディネーター

氏 名 経済学博士 内 藤 英 憲

略 歴 慶応義塾大学卒業 国民金融公庫統計課長を経て現在日本大学経済学部教授

社団法人 スウェーデン社会研究所理事

業 務 視 察 先 一 覧

国および都市名	視 察 先	特 色
デンマーク (コペンハーゲン)	1. F. D. B. 2. OBS! 3. QUVICKLY 4. BRUGSEN	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメント・ストア スーパーマーケット
スウェーデン (ストックホルム)	1. KF 2. テストキッチン 3. 図 書 館 4. ボール・ゴールド 5. 配送センター 6. OBS!, DOMUS, KONSUM 7. ニュータウン 8. ICA 9. NK 10. AHLENS 11. EPA 12. TEMPO 13. 消費者 オンブズマン 14. 卸・小売研究所	消費協同組合連合会 協同組合大学 全国配送センター 地方配送センター (非食品) (食品) 各種協同組合店舗 スtockホルム郊外のショッピングセンターをもつニュータウン ボランティア・チェーン } 民間デパート (NK, AHLENS) } 民間スーパー (EPA, TEMPO)
ノルウェー (オスロ)	1. NLK 2. DOMUS	消費協同組合連合会 デパートメント・ストア
イギリス (マンチェスター) (ロンドン)	1. イギリス生協本部 2. ロッチデール生協 1. 国際協同組合連盟 2. ロンドン生協	生協運動の発祥地
スイス (チューリッヒ)	1. MIGROS	協同組合

旅行費について

旅行総経費 ¥585,000

☆ この旅行に含まれるものは下記のとおりです。

- (1) 航空運賃 全行程エコノミークラス航空運賃
- (2) バス運賃 旅程に含まれている業務視察のための交通費
- (3) 宿泊料金 各地における1級ホテルの2人室(原則として浴室付)にお2人ずつの宿泊料および税金・サービス料
- (4) 食事料金 毎日3食(朝・昼・夕)の食事料金および税・サービス料。航空機上の食事も含みます。

上記費用は現行運賃、料金および25人以上の団体の場合を基準としていますので、運賃改訂、参加者が25人に満たない場合は多少の変更がありえます。

☆ この旅行費に含まれないものは次のとおりです。

- (1) 渡航手続費用
- (2) その他個人的性質の費用
- (3) 傷害・疾病の際の医療費、又傷害疾病のための保険料

☆ 分割払いについて

頭金1割以上を前納、残額を6ヶ月～24ヶ月で分割して支払う方法もご利用いただけます。尚、手続に約1ヶ月間かかりますので早めにお申し付け下さい。

日 程

日次	月 日 曜	発着地/滞在地	交通機関	摘 要
1.	8月20日(水)	東 京 発	SK 980	北極經由 機 中 泊
2.	8月21日(木)	コペンハーゲン		午後 業務視察 (コペンハーゲン宿泊)
3.	8月22日(金)	コペンハーゲン		1日 業務視察 (コペンハーゲン宿泊)
4.	8月23日(土)	コペンハーゲン発 ストックホルム着	SK 404	着後 業務視察 (ストックホルム宿泊)
5. }	8月24日(日)	ストックホルム		業務視察及び日曜日は内藤教授セミナー (ストックホルム宿泊)
8.	8月27日(水)			
9.	8月28日(木)	ストックホルム発 オ ス ロ 着	SK 481	着後 業務視察 (オスロ宿泊)
10.	8月29日(金)	オ ス ロ 発 マンチェスター着	SK 565 /537	着後 業務視察 (マンチェスター宿泊)
11.	8月30日(土)	マンチェスター発 ロンドン着	列 車	(ロンドン宿泊)
12. }	8月31日(日)	ロンドン		内藤教授セミナー(業務視察・ロンドン宿泊)
13.	9月1日(月)			
14.	9月2日(火)	ロンドン発 チューリッヒ 着	SR 801	(チューリッヒ宿泊)
15.	9月3日(水)	チューリッヒ		業務視察 (チューリッヒ宿泊)
16.	9月4日(木)	チューリッヒ 発	SK 602/ 989	北極經由 (機中泊)
17.	9月5日(金)	東 京 着		

(注) SK: スカンジナビア航空 SR: スイス航空

申 込 要 領

- 申込方法: 参加ご希望の方は下記へお知らせ下さい。申込につきご案内します。
- 申込先: 〒100 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ノ内ビルディング781号室
社団法人 スウェーデン社会研究所 電話 03-212-4007・1447
- 又は: 〒105 東京都港区芝琴平町35
㈱日本交通公社海外旅行虎の門支店
営業2課 長与グループ 電話 03-504-3706
- 参加申込金: ￥50,000—
お申込書をお送りいただきましたのち、ご請求申し上げます。この申込金は旅行費の一部に繰入れます。
- 申込締切: 昭和50年7月15日(火)但し満員になり次第締切らせていただきます。
- 募集人員: 25名
- お取消料: (1) お申込み後お客様のご都合によりご参加をお取消しになる場合は下記の取消料をお支払いいただきます。
ご出発前2ヶ月までの取消し……不要
" 2ヶ月以降 " ……10,000円
" 3週間 " ……30,000円
- (2) お取消時にすでにご渡航手続を開始、または終了されている場合は上記取消料の他に渡航手続実費をお支払いいただきます。